

庁議付議事案書

開催・令和3年7月7日

| | | | | |
|---|--|----|--------|---|
| 所管部課 | 子育て支援部子育て支援課 | 部長 | 吉沢 寿子 |  |
| 件 名 | 東大和市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する 要綱について | | 区分 | |
| | | | 1 審議事項 | <input type="radio"/> ○ <input type="radio"/> 2 報告事項 |
| 関係 規則 | 東大和市子ども家庭支援センター条例 東大和市子ども家庭支援センター条例施行規則 | | | |
| 事項 機関 | 子育て支援部 学校教育部 福祉部 | | | |
| 1. 要旨 | | | | |
| 要保護児童対策地域協議会の構成機関である「東京都多摩総合精神保健福祉センター」から、構成機関の辞退申出があつたため、改正を行うもの。 | | | | |
| (1) 主な改正点 | | | | |
| 構成機関から「東京都多摩総合精神保健福祉センター」を削り、25機関とする。 | | | | |
| (2) 施行日 | | | | |
| 決裁日から施行する。 | | | | |
| (3) 影響及び効果 | | | | |
| 要保護児童等への対応において、地域のバックアップ機関として当該機関から引き続き助言を得ることができるために、構成機関からはずれることで支援における直接の影響はない。 | | | | |
| 2. 経過（現時点に至るまでの経過） | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等への適切な対応を図るため児童福祉法に基づき設置され、26の地域の関係機関により、地域の虐待対応や支援に当たっている。 構成機関の一つである東京都多摩総合精神保健福祉センターから、辞退の申出があつた。 主な辞退理由は、管轄する他市では構成機関になっている例がないこと、地域のバックアップ機関として助言を行う性質を有する機関であることが挙げられている。 令和3年度要保護児童対策地域協議会第1回代表者会議（書面会議）において、改正について議題とし、了承を得ている。 | | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | |
| 特になし | | | | |
| 4. 主管部処理案（検討結果等） | | | | |
| 庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。 | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。